

2026年6月26日
金沢エナジー株式会社

**「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に伴う
ガス料金・電気料金の値引きについて**

金沢エナジー株式会社（代表取締役社長：手崎 裕之）は、経済産業省資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、「本事業」）に基づき、2026年8月検針分（2026年7月使用分）から同年10月検針分（同9月使用分）のガス料金および電気料金に直接反映する形で値引きを行い、ご家庭や企業のご負担を軽減いたします。

なお、今回の値引きに際し、お客さまにて特段のお手続きは不要です。

◎ 都市ガスおよび電気料金の値引き単価について

対象	2026年		
	8月検針分 (7月使用分)	9月検針分 (8月使用分)	10月検針分 (9月使用分)
都市ガス※1	14.0円/m ³ ※2	18.0円/m ³ ※3	14.0円/m ³ ※2
電気（低圧）	3.5円/kWh ※4	4.5円/kWh ※5	3.5円/kWh ※4
電気（高圧）	1.8円/kWh	2.3円/kWh	1.8円/kWh
算定方法	<ul style="list-style-type: none"> 値引き期間中は、通常算定される単価から、値引き単価を控除したものを従量料金単価とし、ガス料金を算定します。 値引き期間中は、通常算定される燃料費調整単価から、値引き単価を控除したものを燃料費調整単価とし、電気料金を算定します。 		

※1 都市ガスの年間契約量が1,000万m³以上のお客さま及び簡易ガス団地（湖陽住宅、瑞樹団地、南森本地区、大浦・東蚊爪地区）でガスをお使いのお客さまは値引きの対象外です。

※2 標準家庭（1か月のご使用量が21m³）の場合、毎月294円（税込）の値引きとなります。

※3 標準家庭（1か月のご使用量が21m³）の場合、毎月378円（税込）の値引きとなります。

※4 標準家庭（1か月のご使用量が230kWh）の場合、毎月805円（税込）の値引きとなります。

※5 標準家庭（1か月のご使用量が230kWh）の場合、毎月1,035円（税込）の値引きとなります。

◎ 本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

【当社コールセンター】

TEL：0570-001874（IP電話・海外からご利用の場合は076-214-8470）

※受付時間：全日9：00～17：30（1月1日～3日を除く）

以上